

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

「モーニングスター セレクトファンド」信託終了(繰上償還)(予定)のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社が設定・運用しております「モーニングスター セレクトファンド」(以下、「本ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり、信託終了(繰上償還)を予定しておりますのでお知らせいたします。

本ファンドへの投資をご検討いただく際には十分ご留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了(繰上償還)の理由

- ・ 本ファンドは、モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社(以下、「MSAM」といいます。)の投資助言を基に、当社が選定した投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。
- ・ 今般 MSAM から、「今後、投資顧問業務に係る経営資源はグループ内プロダクトに集中させ、グループ外の投資顧問契約については基本的に縮小方針とした」ため、当社との投資顧問契約を解約したい旨申し出がありました。
- ・ 当該投資顧問契約を解約すると本ファンドの商品性を維持できないことから、投資信託約款第 49 条の規定に基づき、信託終了(繰上償還)を行うものです。

2. スケジュール (下表のスケジュールで信託終了(繰上償還)を行う予定です。)

2015年11月10日に信託終了(繰上償還)に関する可否決定を行い、2015年12月24日付で信託終了(繰上償還)を行います。なお、下表の異議申立期間中に異議申立を行った受益者の保有受益権口数の合計が、新聞公告日(2015年10月8日)時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合に信託終了(繰上償還)が決定いたします。この条件を満たさなかった場合は、信託終了(繰上償還)は行われません。

※上記の異議申立を行う権利を有する受益者は、2015年10月8日時点の受益者です。

日付	内容
2015年10月8日(木)	新聞公告日(対象受益者確定日)
2015年10月8日(木)～11月9日(月)	異議申立期間
2015年11月10日(火)	信託終了(繰上償還)に関する正式決定
2015年12月24日(木)	信託終了(繰上償還)日(予定)

以上